

しゃかい
ユニバーサル社会づくり

すいしんち くじぎょう
推進地区事業プラン

おのしちゅうしんしがいちちく
[小野市中心市街地地区]

へいせい ねん がつ
平成22年6月

おのしちゅうしんしがいちちく しゃかい すいしんきょうぎかい
小野市中心市街地地区ユニバーサル社会づくり推進協議会

お の し
小 野 市

目次

はじめに	1
1 推進地区の名称	2
2 推進地区の位置及び区域	2
3 事業プランの期間	2
4 推進地区の現況及び特性	2
5 推進地区の課題	3
6 推進地区の整備目標	4
7 実施事業計画	5
8 事業の検証	12
9 協議会の構成	12
資料1 協議会規約	13
資料2 区域図	15

はじめに

「ユニバーサル※社会」とは、年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく、安心して暮らし、元気に活動できる社会のことをいいます。(ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針より)

小野市では、だれもが安心して生き活きと暮らすことができる魅力あるまちづくりをめざし、中心市街地※地区内の自治会やユニバーサル社会づくりに関わる各種団体から選出された委員を構成とする「小野市中心市街地地区ユニバーサル社会づくり推進協議会」を立ち上げ、以下のとおりここに事業プランを策定しました。



※ユニバーサル・・・「普遍的」「万人の」という意味。ここでは「すべての人々にとって暮らしやすい」という意味で用いています。

※中心市街地・・・都市における地域の中心となる中央業務地区のこと。小野市では、小野商店街を中心とした周辺を指します。

1 推進地区の名称

おのしちゅうしんしがいちちく
小野市中心市街地地区

2 推進地区の位置及び区域

おのしょうてんがいちゅうしん
小野商店街を中心としたおおむね東西1.2km、
なんぼくちいき
南北1.5kmの地域
しりょうくいきずさんしょう
(資料2 区域図参照)

3 事業プランの期間

へいせいねんど
平成22年度 ~ 平成26年度

4 推進地区の現況及び特性

(1) こうべでんてつおのえきしがいちちゅうしんいちふる
神戸電鉄小野駅は、市街地の中心に位置し、古くから
こうべほうめんしゅうこうこうつうしゅだんてつどうげんかんとち
神戸方面への主要な交通手段としての鉄道の玄関口となり、
こうつうじゅうようばしょやくわりは
交通の重要な場所としての役割を果たしています。
えきしゅうへんがっこうぶんかしせつとくがくせいゆき
駅周辺には学校、文化施設もあり、特に学生の行き来が
おおちいき
多くみられる地域です。

(2) ちくないちゅうしんしょうてんがいじゅうだんしゅういぎょうせいきかん
地区内の中心には商店街が縦断し、その周囲に行政機関、
きんゆうきかんとちなら
金融機関などが立ち並んでいます。
ちくしゅうへんおおがたてんぼとしょかんぶんかしせつ
また、地区の周辺には大型店舗や図書館などの文化施設
りっちふくごうてきとしきのうあつちゅうしんしがいち
が立地し、複合的な都市機能が集まった中心市街地を
いっただいてきへいせいちいき
一体的に形成している地域です。

(3) 当地区は、福祉のまちづくり重点地区及び都市再生整備計画の区域を含んでおり、施設や道路などの福祉的環境整備を重点的に行うばかりでなく、福祉のまちづくりに対する意識向上を図っていくことを目標に掲げている地域です。

5 推進地区の課題

当地区は本市の中心的な機能が集まった市街地でありながら、少子高齢化、後継者不足などの影響から賑わいを失いつつあり、地域コミュニティ、活力の低下がみられます。商店街やその周辺に多くみられる空き店舗などの既存施設をいかに有効的に利用するかが課題です。

また、地区内は昔ながらのまち並みを残すところも多く、幅が狭い道路や段差が至る所に存在し、街灯が不足する路地もみられるなど、歩行者の安全性を高めるためにも中心市街地まちづくり計画と整合させた対策が必要です。

さらに、地区の住民だけでなく市内外から訪れる人にも視点を置き、案内板などのサイン表示や外国語表示を充実させ、不足しがちである公園など憩いの場を整備するなど、快適に過ごしてもらうための対策と、市役所や公民館などの公共公益施設など人が集まる施設に対するエレベーターの設置や、バリアフリー化※など安全安心面における対策についても必要です。

いっぽうで、個々のレベルでみると、まだまだユニバーサル社会づくりに対する意識付けが十分に広まっているとはいえ、いろいろな場面でそれを実感させられます。ハード整備だけでなく、ソフト面での取り組みも必要です。

※バリアフリー化・・・障がい者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

6 推進地区の整備目標

『人も輝く、魅力あふれるまち』

① 安全安心な生活を構築するまちづくり

地元住民、街に訪れる人を問わず全ての人が安全・安心に過ごすことができるようバリアフリー化や防犯対策を推進するまちづくりを展開します。

② 快適な暮らしを創出するまちづくり

暮らしの利便性、やすらぎを備えたひとにやさしいまちづくりを進めます。

③ ユニバーサルの意識づくり

一人ひとりを大切に、支え合う意識を高めるため、ユニバーサル社会づくりの理解を深めます。

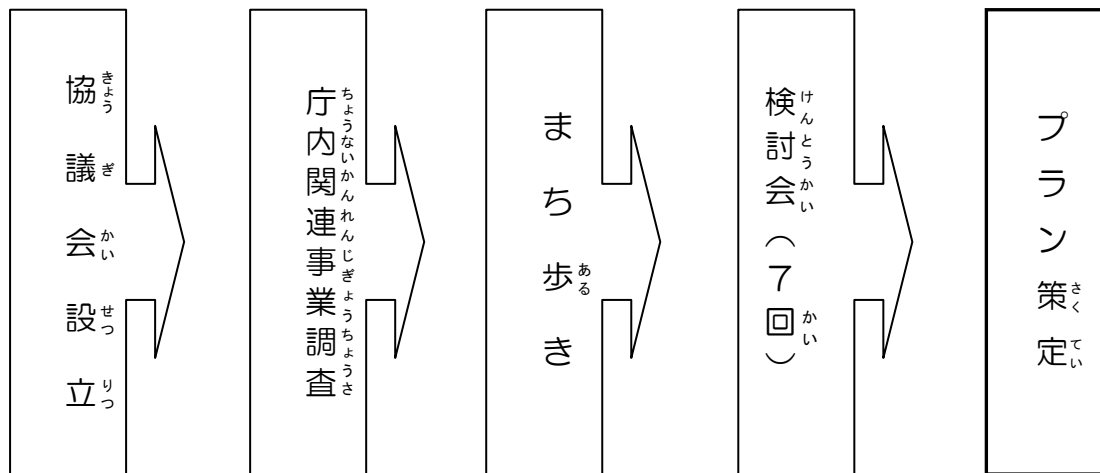
④ 誰もが参加できる地域づくり

誰もが集まり活動できる拠点整備を進めるとともに地域活動に参加できる仕組みや機会を創出します。

7 実施事業計画

「人も輝く、魅力あふれるまち」を実現させるために、小野市中心市街地区ユニバーサル社会づくり推進協議会において、市で進められているあるいは計画されている事業やまち歩きにより把握した実態を踏まえて、事業計画の検討を行いました。

また、当地区のみならず今後、市全体への波及を考慮し、モデル的な取り組みも積極的に取り入れることとしました。



プラン策定までの流れ



まち歩きや協議会の様子



おのしちゅうしんしがいちちく しゃかい すいしんちく じっしじぎょうけいかくひょう
 小野市中心市街地区ユニバーサル社会づくり推進地区 実施事業計画表

①安全安心な生活を構築するまちづくり

---> 検討・計画
 → 実施

地元住民、街を訪れる人を問わず全ての人が安全・安心に過ごすことができるようバリアフリー化や防犯対策を推進するまちづくりを展開します。

番号	事業目的	内容 (◎既存事業で継続・充実 ☆まち歩きなどによる要望・新たな取り組み)	実施年度					主な実施主体 (市は部課名)
			22	23	24	25	26以降	
1	安全安心基盤整備	☆施設の整備						
		市役所や公民館などの公共公益施設に、スロープや手すりを設置するなどバリアフリー化を行い、トイレに手すり、非常ボタンを設置する						施設管理者 (市・町など)
		◎道路の整備						
		見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置する				---	→	町(市民安全部)
		歩道環境の改良						
		☆グレーチング※新設時は細目タイプにする						道路河川課
		☆すでに設置しているグレーチングを細目タイプにする				---	→	協議会・道路河川課
		☆歩道をバリアフリー化する(市道1031号線歩道改修工事など)						道路河川課
		☆夜間暗い路地に防犯灯などの照明を設置(増設)する				---	→	まちづくり課 町(市民安全部)
		◎道路施設の段差解消などの保守及び不法占用物撤去を推進し、歩行者の安全確保を図る(道路パトロール)						道路河川課
☆通行の障害となっている信号機や標識柱を移設する				---	→	道路河川課 市民安全部		
◎点字ブロック上の障害物を撤去する(樹木、標識基礎など)						市民病院ほか		

※グレーチング・・・屋外の排水溝などに用いられる格子状のフタ。鋼製が多く、車道用・歩道用などがあります。

おのしちゅうしんしがいちちく
小野市中心市街地区ユニバーサル社会づくり推進地区

しゃかい
すいしんちく
じっしじぎょうけいかくひょう
実施事業計画表

②快適な暮らしを創出するまちづくり

---> 検討・計画
-> 実施

暮らしの利便性、やすらぎを備えたひとにやさしいまちづくりを進めます。

番号	事業目的	内容 (◎既存事業で継続・充実 ☆まち歩きなどによる要望・新たな取り組み)	実施年度					主な実施主体 (市は部課名)
			22	23	24	25	26以降	
1	快適なまちづくり	施設の整備						
		☆ベンチや雨除けを設置するなどバス停を改修する						総合政策部・事業者
		☆最寄りにベンチやトイレなどを備えた休憩スペースを設置する				---	---	まちづくり課
2	ひとにやさしいまちづくり	案内板の整備						
		☆公共公益施設付近に施設名をわかりやすく表示する					---	まちづくり課
		☆案内標識に外国語表示を追加する					---	まちづくり課
		☆病院や駅の案内などは音声だけでなく視覚的に表示する				---	---	市民病院・事業者
		☆バス停の時刻表や自動販売機の商品選択ボタンなど案内板に点字を表記する					---	総合政策部 事業者
		施設の整備						
		☆公共公益施設や主要駅にエレベーターを設置する					---	施設管理者・事業者
		☆公共公益施設に難聴者対応電話を設置する						施設管理者 (高齢介護課)
☆公共公益施設に洋式トイレ、オストメイト対応トイレ※、多目的トイレを設置する						施設管理者 (高齢介護課)		

※オストメイト対応トイレ・・・オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）の方が、排泄物の処理、ストーマ装具（ほ装具の一種）の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄などができる設備を備えたトイレ。

おのしちゅうしんしがいちちく しゃかい すいしんちく じっしじぎょうけいかくひょう
小野市中心市街地区ユニバーサル社会づくり推進地区 実施事業計画表

ばんごう 番号	じぎょうもくてき 事業目的	ない よう 容 (◎既存事業で継続・充実 ☆まち歩きなどによる要望・新たな取組み)	じっしねんど 実施年度					おち じっしゆたい 主な実施主体 (市は部課名)
			22	23	24	25	26以降	
2	ひとにやさしいまちづくり	◎自動車改造費の助成 足などに障がいのある方が働くなどのために、自らが運転できるよう自動車の操行装置を改造する場合、費用の一部を助成する						社会福祉課
		◎手話通訳者・要約筆記奉仕員などの派遣 聴覚、言語、音声の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある場合、手話通訳者や要約筆記を行う通訳者などを無料で派遣する						社会福祉課 (社会福祉協議会)
		◎障害福祉サービス ホームヘルプ、生活介護などを行い障がい者の生活を支える						社会福祉課
		◎点字・声の広報などの発行 点字や音声による広報などを発行する						社会福祉課 (社会福祉協議会)
		◎日常生活用具費の支給 障がい者に自力で生活を営むことを容易にするため日常生活用具費を支給する						社会福祉課
		◎補装具費の支給 身体障がい者に職業、日常生活の能率向上を図るため補装具費を支給する						社会福祉課
3	利便性を充実させるまちづくり	☆観光マップ・公園マップの作成 電鉄小野駅から浄土寺までのコースで、店舗など人を呼び込む施設や休憩ポイントをイラスト入りでわかりやすく表示した観光マップや、福祉トイレの表示を盛り込んだ公園マップを作成する。						観光課
		☆施設の整備 公共公益施設に身体障がい者・高齢者・妊婦などの専用駐車区画「ハートフル駐車スペース」を設置する						施設管理者

おのしちゅうしんしがいちちく しゃかい すいしんちく じっしじぎょうけいかくひょう
 小野市中心市街地区ユニバーサル社会づくり推進地区 実施事業計画表

③ユニバーサルの意識づくり

--> 検討・計画
 → 実施

ひとりひとりを大切に、支え合う意識を高めるため、ユニバーサル社会づくりの理解を深めます。

番号	事業目的	内容 (◎既存事業で継続・充実 ☆まち歩きなどによる要望・新たな取り組み)	実施年度					主な実施主体 (市は部課名)
			22	23	24	25	26以降	
1	ユニバーサル社会の啓発	講演会等の開催						
		◎障がい者、男女、高齢者問題などについて学習するハートフル講座を開催する					→	人権啓発推進G
		◎町別学習会を開催し、地域のつながり、だれもが生活しやすい社会づくりについて考える					→	人権啓発推進G 地域
		☆「ユニバーサル社会づくり」の啓発活動として、有識者などの講演会を開催する					→	協議会 まちづくり課
		◎男女共同参画フォーラムの開催 男女共同参画講演会や啓発セミナーを開催する					→	男女共同参画G
		☆各種イベントで啓発 各種イベントに参加し「ユニバーサル社会づくり」の啓発活動を行う					→	協議会 まちづくり課
		☆啓発パンフレットの作成 「ユニバーサル社会づくり」の啓発パンフレットを作成し、配布する					→	協議会 まちづくり課

おのしちゅうしんしがいちちく しゃかい すいしんちく じっしじぎょうけいかくひょう
 小野市中心市街地区ユニバーサル社会づくり推進地区 実施事業計画表

④ 誰もが参加できる地域づくり

--> 検討・計画
 → 実施

誰もが集まり活動できる拠点整備を進めるとともに地域活動に参加できる仕組みや機会を創出します。

番号	事業目的	内容 (◎既存事業で継続・充実 ☆まち歩きなどによる要望・新たな取り組み)	実施年度					主な実施主体 (市は部課名)
			22	23	24	25	26以降	
1	社会参加への仕組み・機会づくり	◎市内在住外国人と市民との交流会開催 フットサル、音楽会などのイベントを通じて交流を深める					→	小野市ほか 市民サービス課
		◎女性議会の開催					→	男女共同参画G
		◎男女共同参画推進リーダーの養成					→	男女共同参画G
		◎市民ボランティア活動支援 市民ボランティアの活動を補助金により支援する					→	社会福祉課 (社会福祉協議会)
		◎高齢者現代セミナーの開催 講演会、名画劇場鑑賞、研修旅行などの企画実行					→	地域

8 事業の検証

当事業プラン策定後は、小野市中心市街地地区ユニバーサル社会づくり推進協議会において、事業計画の内容に沿った事業が行われているか定期的に検証を行い、検証の結果、効果的にユニバーサル社会づくりを進めていくうえで必要であればプランの見直しを行います。

9 協議会の構成

協議会は、別添え規約に基づき下記団体から選出された委員をもって構成しています。

- ① 小野市中心市街地地区内に存する自治会
- ② 小野地区地域づくり協議会
- ③ 小野商店街連合会
- ④ 小野市老人クラブ連合会
- ⑤ 小野市障害者福祉協会
- ⑥ 小野市人権教育研究協議会
- ⑦ 小野市女性団体連絡会
- ⑧ 小野商工会議所
- ⑨ 小野市社会福祉協議会
- ⑩ 北播磨県民局
- ⑪ 小野市

おのしちゅうしんしがいちちく しゃかい すいしんきょうぎかいきやく
小野市中心市街地地区ユニバーサル社会づくり推進協議会規約

せっち
(設置)

だい じょう おのしちゅうしんしがいちちく ねんれい せいべつ しょう うむ こくせきとう ちが
第1条 小野市中心市街地地区において、年齢、性別、障がいの有無、国籍等の違い
をこ えてだれもがあんしんして暮らし、げんき かつどう できる しゃかい (以下「ユニバーサ
ル しゃかい 社会づくり」という。)をすいしん するたため、おのしちゅうしんしがいちちく ユニバーサル しゃかい
社会 づくり 推進 協議会 (以下「協議会」という。)をせっち する。

しよしよじむ
(所掌事務)

だい じょう きょうぎかい つぎ かが じむ おこ
第2条 協議会は、次に掲げる事務を行なう。

- (1) おのしちゅうしんしがいちちく ユニバーサル しゃかい すいしん ちく じぎょう
小野市中心市街地地区ユニバーサル社会づくり推進地区事業プラン (以下
「事業プラン」という。)のさくてい かん する きょうぎ
「事業プラン」のじぎょう じっし かが ちようせいおよ けんしょう
(2) 事業プランの実施に係る調整及び検証
(3) ぜん ごと かが ほんし における ユニバーサル しゃかい すいしん
前2号に掲げるもののほか、本市におけるユニバーサル社会づくりの推進に
かん 関すること

そしき
(組織)

だい じょう きょうぎかい つぎ かくごう かが だんたい せんしゆつ いいん こうせい
第3条 協議会は、次の各号に掲げる団体から選出される委員で構成する。

- (1) おのしちゅうしんしがいちちくない ぞん じちかい
小野市中心市街地地区内に存する自治会
- (2) おのちくちいき きょうぎかい
小野地区地域づくり協議会
- (3) おのしょうてんがいれんごうかい
小野商店街連合会
- (4) おのしろうじん れんごうかい
小野市老人クラブ連合会
- (5) おのししょうがいしゃふくしきょうかい
小野市障害者福祉協会
- (6) おのしじんけんきょういくけんきゅうきょうぎかい
小野市人権教育研究協議会
- (7) おのしじょせいだんたいれんらくかい
小野市女性団体連絡会
- (8) おのしょうこうかいぎしょ
小野商工会議所
- (9) おのししゃがいふくしきょうぎかい
小野市社会福祉協議会
- (10) きたはりまけんみんきょく
北播磨県民局
- (11) おのし
小野市

2 前項のほかユニバーサル社会づくり活動を行なう者は、協議会の承認を得て委員
となることができる。

(設置期間及び任期)

第4条 協議会の設置期間は平成27年度末までとする。ただし、必要が生じた場合はこれを延長することができる。

2 委員の任期は前項に定める協議会の設置期間とする。ただし、欠員が生じた場合は後任者を選任するものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、互選により選出する。

(会議)

第7条 協議会は会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、小野市地域振興部まちづくり課に置く。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成21年9月15日から施行する。

